

所有者等の探索，所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告
下記 2 の土地について，表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により，所有者等の探索，所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので，同条後段の規定により，公告する。

令和 3 年 1 2 月 1 日

さいたま地方法務局東松山支局 登記官 小淵和幸
記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
0304-2020-0208	東松山市大字大谷字薬師堂谷 4 6 8 0 番
0304-2021-0335	比企郡滑川町大字羽尾字悪戸 4 9 9 4 番
0304-2021-0354	比企郡滑川町大字羽尾字金光地 5 3 4 3 番 2